

お試しで1回だけのつもりだったのに…

13歳の娘がスマホの広告で、お試し価格100円のスムージーを見つけ、注文し先月中旬頃商品を受け取った。1回だけの注文だと思っていたが、先週末2回目の商品が届き、開封して初めて定期購入であることがわかった。業者に電話をかけると「お試し価格で購入した場合、定期購入が条件で2回目以降は7,000円。解約は4回目の商品受け取り後に可能である。このことはサイトにも記載している。」と言われた。解約することはできないのか。
(40代女性)

【アドバイス】

●クーリング・オフの適用はありません

今回の事例は通信販売なので、クーリング・オフは適用できません。

解約の可否は業者がホームページに記載している内容に従うことになります。したがって、「解約は4回目から」等の記載があれば、定期購入の契約をすぐに解約することは原則できません。

●未成年者が親等の同意を得ずにした契約は取り消すことができます。

未成年者が親等法定代理人の同意を得ずにした契約は取り消すことができます。この場合、商品などを開封していても、現に残っている商品を返品すればよいとされています。

●契約内容等は事前に確認しましょう

「お試し価格〇〇〇円」「送料のみ」などと表示されていても、定期購入の契約が条件となっている場合があります。商品を注文する前には定期購入になっていないかなど、契約内容をしっかり確認しましょう。

●不安や疑問を感じたら相談しましょう

少しでも不安や疑問を感じた場合は、家族や周囲の人、消費生活センターに相談しましょう。

二セ電話詐欺に要注意！

戸 畑【ウエルとばた7F】	☎861-0999
門 司【門司区役所東棟1F】	☎331-8383
小倉北【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南【小倉南区役所3F】	☎951-3610
若 松【若松区役所2F】	☎761-5511
八幡東【八幡東区役所本館2F】	☎671-3370
八幡西【八幡西区役所コムシティ4F】	☎641-9782

消費者ホットライン ☎^{い や や}188 (あなたの地域の消費生活センターにつながります。)
福岡県警察相談窓口 ☎#9110 (24時間対応)



まもりん



みもりん